

# 大学生協東京地区統一労働組合 慶弔見舞規定

## 第1章 総則

(目的・適用範囲)

第1条 この規定は、生協労連大学生協東京統一労働組合(以下統一労組と略)の労働組合員(以下組合員と略)及びその家族に対する見舞金の贈呈について定める。

(種類)

第2条 見舞金の種類は次の通りとする。

1. 生協労連共済に定める給付金
2. 定年退職記念品企画
3. その他見舞金

(執行責任)

第3条 本規定にさだめる見舞金の執行については中央執行委員会書記長がその任を負い、執行後速やかに統一労組中央執行委員会に報告する。

## 第2章 生協労連共済に関する事項

(生協労連共済に関して)

第4条 生協労連共済に関しては、生協労連共済規約および運営細則に沿って、制度運用することとする。

2. 共済給付対象になるのは、次の内容とする。

月額掛金 100 円型<B>

- ▶ 披共済者の慶事のお祝い金・弔辞のお見舞金と休業見舞金、退職餞別金、住宅災害見舞金を給付する制度
- ▶ 給付種目は5種類

給付種目	共済事由の区分		共済金額
お祝い金	結婚	本人が結婚(法律上結婚)した時	20,000円
	出産	本人および配偶者が出産した時	8,000円
	小学校入学	子供が小学校に入学した時	3,000円
死亡弔慰金	本人が死亡した時		30,000円
	配偶者が死亡した時		20,000円
	子供が死亡した時		10,000円
	本人および配偶者の両親が死亡した時		5,000円

住宅災害見舞金	火災等	全焼損	100,000 円
		半焼損	90,000 円
		一部焼損	30,000 円
	自然災害等	全壊・流失	30,000 円
		半壊	15,000 円
		一部壊	3,000 円
		床上浸水	3,000 円
休業見舞金	休業 14 日以上		3,000 円
	休業 30 日以上		5,000 円
	休業 90 日以上		10,000 円
退職餞別金	退職	本人がこの共済に加入してから 3 年以上経過してから退職により脱退した時	5,000 円

3. 月額掛金(1 口 100 円)の口数については、次の通りとする。

正規労働者……………4 口

上記以外の職員……………1 口

### 第 3 章 定年退職記念品企画

(定年退職記念品企画)

第 5 条 定年退職を迎える組合員に、長年の労組活動への貢献に対して記念品を送り、慰労と感謝の気持ちを表すために、労働組合から記念品を贈呈する。

2. 記念品は本人が希望するものとして内容に制限は設けない。金額は 70,000 円(税込)までは労働組合で補助することとする。

3. 贈呈対象は、定年退職および定年退職扱いで退職される正規職員の組合員を原則とする。なお、対象者の確認は中央執行委員会で行う。

4. 第 2 項で定めた上限金額には、第 4 条第 2 項で定める「退職餞別金」が含まれるものとする。

ただし、定年退職日に本人がこの共済に加入してから 3 年未満の場合は、餞別金に相当する金額を労組財政から充当することとする。

### 第 4 章 その他見舞金

(その他見舞金)

第 6 条 組合員が天災その他の災害を受けたときは、統一労組中央執行委員会の判断で見舞金または見舞品を贈呈することがある。

## 第 5 章 附則事項

(請求)

第 7 条 組合員は所属する支部の会計担当者または書記長に慶弔見舞金の支給の申請を原則 2 ヶ月以内に行うものとする。慶弔見舞金請求の事由が生じてから 2 年を経過した場合、組合員は請求権を失うものとする。但し、やむを得ない事情によると執行委員会で判断した場合はこの限りではない。

(規定の改廃)

第 8 条 この規定を改廃する場合は、中央執行委員会の議決を要する。

(付則)

第 9 条 本規定は 2012 年 9 月 22 日から発効する。

2012 年 9 月 22 日	発効
2017 年 7 月 30 日	一部改定
2017 年 10 月 28 日	一部改定
2023 年 9 月 1 日	一部改定